

現行	加筆 修正 削除	改正案	備考
<p>第1条〔本規程の目的〕 本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第177条にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。</p> <p>第8条〔公認料〕 公認された申請者は本協会に対して30万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。</p> <p>第10条〔公認の更新申請〕</p> <p>① 公認の更新を希望する申請者は公認期限の4ヶ月前の月末までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。尚、期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。提出なき場合、更新を希望しないものとみなし、原則として公認を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3(1/3)のみ]</li> <li>・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書 [様式4]</li> </ul> <p>② 公認の更新を希望する申請者は、申請後から公認期限までに検査（フィールドテスト1回）を受けるものとし、検査費用（実費）を負担するものとする。</p>	<p>第1条〔本規程の目的〕 本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第185条にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。</p> <p>第8条〔公認料〕 公認された申請者は本協会に対して30万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。<u>尚、申請者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>JFA ピッチ公認料に関する案内 [様式5(参考)]</u></li> </ul> <p>第10条〔公認の更新申請〕</p> <p>① 公認の更新を希望する申請者は公認期限の4ヶ月前の月末までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。尚、期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。提出なき場合、更新を希望しないものとみなし、原則として公認を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3(1/4)のみ]</li> <li>・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書 [様式4]</li> </ul> <p>② 公認の更新を希望する申請者は、申請後から公認期限までに検査（フィールドテスト1回）を受けるものとし、検査費用（実費）を負担するものとする。</p> <p>③ <u>公認施設の人工芝の全面張替に際しては、第3条に定める条件により公認の更新をすることができる。なお、指定検査機関の検査（フィールドテスト2回）を受けるものとし、申請者は検査費用（実費）を負担するものとする。ただし、新設時の下地が完成した時点でのフィールドテストが完了し、かつ本規程が推奨する下部構造を満たす施設に関しては原則1回の検査を免除する。</u></p>	<p>基本規程の改正に対応する為</p> <p>支払方法の追加</p> <p>誤表記の修正</p> <p>芝面全面張替に対応する為</p>	

<p>③ 公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。</p> <p>④ 検査（フィールドテスト）は指定検査機関に本協会が委託して実施する。</p> <p>⑤ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。</p> <p>⑥ 申請者は施設所有者とする。</p> <p>第 12 条〔公認の更新料〕 公認が更新された申請者は本協会に対して 10 万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。</p> <p>第 13 条〔公認の更新有効期間〕 公認の更新有効期間は旧公認証の有効期限の翌日より 3 年とする。</p> <p>第 18 条〔違反の効果〕</p> <p>① 公認（更新）を受けた施設所有者が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。</p> <p>② 前条の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。</p> <p>第 20 条〔施行〕 本規程は、平成 15 年 10 月 19 日から施行する。 本規程は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。 本規程は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。</p>	<p>④公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。</p> <p>⑤検査（フィールドテスト）は指定検査機関に本協会が委託して実施する。</p> <p>⑥検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。</p> <p>⑦申請者は施設所有者とする。</p> <p>第 12 条〔公認の更新料〕 公認が更新された申請者は本協会に対して 10 万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。<u>尚、申請者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。</u> <u>・JFA ピッチ公認の更新料に関する案内〔様式 5 (参考)〕</u></p> <p>第 13 条〔公認の更新有効期間〕 公認の更新有効期間は旧公認証の有効期限の翌日より 3 年とする。 <u>公認施設の人工芝の全面張替に際しての公認の有効期間は、新たな公認証の発行を受けた日より 3 年とする。</u></p> <p>第 18 条〔違反の効果〕</p> <p>① 公認（更新）を受けた施設所有者が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。</p> <p>② <u>前項</u>の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。</p> <p>第 20 条〔施行〕 本規程は、平成 15 年 10 月 19 日から施行する。 本規程は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。 本規程は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。 <u>本規定は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。</u></p>	<p>項目追加に伴う修正</p> <p>支払方法の追加</p> <p>芝面全面張替に対応する為</p> <p>誤表記の修正</p> <p>芝面全面張替に対応する為</p>
--	--	---